

★★★★
この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、調査対象となつたすべての企業は申告の義務があります。
この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。
この調査票は、統計調査員（郵送調査を除く。）に提出してください。調査票は、経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

記入に当たっては、別紙の「クレジットカード業，割賦金融業調査票記入注意」を必ず読んでください。
※印は記入しないでください。
割合を記入する項目は合計が100%となるように整数（小数点以下は四捨五入）で記入してください。
あらかじめ企業名・所在地等が印刷されている場合は印刷内容を確認して変更があれば必ず訂正してください。

1 企業名及び所在地

フリガナ
I 企業名

所在地
〒 -

電話（ ） 局 番

2 経営組織及び資本金額

I 経営組織

II 資本金額（又は出資金額）

3 企業の系統

（あてはまるものを一つ○で囲んでください。）

1 銀行系

2 信販会社

3 中小小売商団体

4 百貨店・量販店、流通系

5 割賦金融会社

6 その他

4 年間売上高（年間取扱高）

I 企業全体の年間売上高（年間取扱高）（消費税額を含む。）

II Iの「企業全体の年間売上高（年間取扱高）（消費税額を含む。）」に占める業務別年間売上高（年間取扱高）

III 「クレジットカード業務，割賦金融業務」の年間売上高（年間取扱高）の業務種類割合

業務種類区分

クレジットカード業務

割賦金融業務

合計

IV Iの「企業全体の年間売上高（年間取扱高）（消費税額を含む。）」のうち、「クレジットカード業務，割賦金融業務」による営業収入額（消費税額を含む。）

営業収入区分

クレジットカード業務

割賦金融業務

合計

V 自社クレジットカードによる販売信用業務（信用供与額）のうち、産業別自社開拓加盟店数及び産業別年間売上高（年間取扱高）（消費税額を含む。）

産業区分

小売業

飲食店

旅館・ホテル

その他

合計

5 会員数等

I クレジットカード会員数（契約数）

II 年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数

III 自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数

1 クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合

2 産業別提携先企業数

6 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額

I 企業全体の年間営業費用及び「クレジットカード業務，割賦金融業務」の年間営業費用（消費税額を含む。）

II 企業全体の過去1年間における営業用有形固定資産取得額（消費税額を含む。）

7 従業者数

I 企業全体の従業者数

II 「クレジットカード業務，割賦金融業務」の部門別従事者数（別経営の企業に派遣している人を除き、別経営の企業から派遣されている人を含む。）

備考（記入内容について特記すべき事項があれば記入してください。）

記入者（記入内容の照会に回答できる人）の部署名と氏名

部署名

フリガナ氏名

申告者（代表者）の氏名

経済産業省